



鳥取県公報

令和7年6月24日（火）
第9704号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の再開の届出（410）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	ミズアオイ保護管理事業の認定（411）（自然共生課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（412）（農業大学校）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（413）（鳥取養護学校）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（414）（倉吉養護学校）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（415）（琴の浦高等特別支援学校）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（416）（鳥取湖陵高等学校）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	落札者の決定（境港総合技術高等学校）・・・・・・・・・・ 5
◇ 正 誤	令和7年3月31日付鳥取県人事委員会規則第15号中訂正・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項及び第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	再開年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	ころね訪問介護ステーション上道町	境港市上道町2052-1	訪問介護	令和7年5月1日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	再開年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	ころね訪問介護ステーション上道町	境港市上道町2052-1	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和7年5月1日

鳥取県告示第411号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行うミズアオイを対象とした保護管理事業について、その事業計画が鳥取県ミズアオイ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名

西伯郡伯耆町坂長641-32

希少野生植物保護の会 会長 木村 順二

2 保護管理事業の内容

- （1）生育状況把握のためのモニタリング調査
- （2）生息環境の維持及び改善に向けた活動
- （3）域外保全及び人為増殖の検討及び実施

3 認定年月日 令和7年6月12日

鳥取県告示第412号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

(1) 生産品

鳥取中央農業協同組合
せきがね犬狹観光株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
鳥取西いなばまちづくり株式会社
株式会社食のみやこ鳥取

(2) 牛

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第413号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取養護学校作業製品販売実行委員会	鳥取市江津260	令和7年4月1日	令和7年4月24日	令和7年7月1日から令和8年3月19日まで

鳥取県告示第414号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉養護学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立倉吉養護学校作業製品即売会「くらようショップ」実行委員会	倉吉市長坂新町1231	令和7年4月1日	令和7年6月12日	令和7年6月12日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第415号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校生	東伯郡琴浦町赤碕1957-1	令和7年4月1日	令和7年4月8日	令和7年4月8日から令和8年3月31日まで

産品販売実習実行 委員会				
-----------------	--	--	--	--

鳥取県告示第416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取湖陵高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取湖陵高校生産 品販売実習実行委 員会	鳥取市湖山町北 三丁目250	令和7年4月1日	令和7年4月23日	令和7年4月29日から 同年11月8日まで

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和7年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 募集期間
令和7年7月1日（火）から同年9月2日（火）まで
- 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 試験期日及び試験場
 - 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和7年9月16日（火）から同月18日（木）までの任意の1日
 - 口述試験及び身体検査
令和7年9月24日（水）から同月26日（金）までの指定された1日
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 採用予定時期
採用予定通知書で通知する。
- 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 問合せ先
 - 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月24日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立境港総合技術高等学校情報処理室ほか（2室分）パソコン等賃貸借一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年5月15日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ケーオウエイ
米子市両三柳328 |
| 5 落 札 金 額 | 52,984,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年4月4日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市竹内町925 |

正 誤

令和7年3月31日付鳥取県公報号外第37号の鳥取県人事委員会規則第15号（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 53及び54

行 53頁の23から54頁の6まで

誤

- | | |
|--|---|
| | <u>（1） 勤務成績が特に優秀な職員 100分の112以上100分の195以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の136以上100分の235以下）</u> |
| | <u>（2） 勤務成績が優秀な職員 100分の104.5以上100分の112未満（特定幹部職員にあつては、100分の120以上100分の136未満）</u> |
| | <u>（3） 勤務成績が良好な職員 100分の96（特定幹部職員にあつては、100分の116）</u> |
| | <u>（4） 勤務成績が良好でない職員 100分の87.5以下（特定幹部職員にあつては、100分の106.5以下）</u> |

- | | |
|--|--|
| <u>（1） 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合</u> | |
|--|--|

- ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の112以上
100分の195以下（条例第16条の4第2項に規定
する特定幹部職員（以下この条において「特定
幹部職員」という。）にあつては、100分の136
以上100分の235以下）
- イ 勤務成績が優秀な職員 100分の104.5以上
100分の112未満（特定幹部職員にあつては、
100分の120以上100分の136未満）
- ウ 勤務成績が良好な職員 100分の96（特定幹
部職員にあつては、100分の116）
- エ 勤務成績が良好でない職員 100分の87.5以
下（特定幹部職員にあつては、100分の106.5以
下）

正

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次
に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応
じ、それぞれに定める割合
- ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の107以上
100分の185以下（条例第16条の4第2項に規定
する特定幹部職員（以下この条において「特定
幹部職員」という。）にあつては、100分の131
以上100分の225以下）
- イ 勤務成績が優秀な職員 100分の99.5以上100
分の107未満（特定幹部職員にあつては、100分
の115以上100分の131未満）
- ウ 勤務成績が良好な職員 100分の91（特定幹
部職員にあつては、100分の111）
- エ 勤務成績が良好でない職員 100分の83以下
（特定幹部職員にあつては、100分の102以下）

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の107以上
100分の185以下（条例第16条の4第2項に規定す
る特定幹部職員（以下この条において「特定幹部
職員」という。）にあつては、100分の131以上
100分の225以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の99.5以上100
分の107未満（特定幹部職員にあつては、100分の
115以上100分の131未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の91（特定幹
部職員にあつては、100分の111）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の83以下
（特定幹部職員にあつては、100分の102以下）